

デジタル時代の著作権協議会(CCD) 権利問題研究会 平成 25 年度事業計画

1. 権利問題研究会の活動目的

本研究会では、コンテンツの素材として利用される著作物等およびコンテンツそのものの権利のあり方について、法制度の側面からアプローチし、もってデジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正な利用を促進すると共に、技術の進展に伴う新たな権利侵害に関する情報収集を行うことを目的とする。

平成 25 年度は、コンテンツのネットワーク配信や 2 次利用の促進のために必要とされる権利処理の円滑化について、著作権制度上の課題やコンテンツ情報、権利情報の整備と共有化のための課題を中心に、下記につき情報共有及び検討を行う。

2. 主な検討課題

- ◆ 「許諾コード」に関する情報収集および、著作権法上の検討
- ◆ ブロードバンドでのコンテンツ流通における権利問題・保護技術・最新動向についての検討
 - 著作物の適正な流通を図る目的で、各所で検討されている DRM 等の技術に関する情報収集とその検討
 - いわゆる「スマートフォン」等と呼ばれる機器や、「タブレット端末」等の急速な普及に伴い生じている諸問題に関する情報収集とその検討
 - ソーシャルメディア（UGC、SNS など）の普及により生じている著作権法上の問題に関する検討
- ◆ ネットワーク化の進展（クラウド化、無線通信の高速化等）にともなう新たな権利侵害とその対策について、情報収集を行うと共に検討する。
- ◆ 新たなコンテンツを生み出すために開発される技術（歌声合成ソフト等）と既存の著作物との間で生じる問題の検討
- ◆ 国内外の著作権法制・知的財産政策の動向および著作権・著作隣接権侵害への対応状況に関する情報収集
 - 研究会参加団体における、著作権保護活動に関する取り組み

以上